

平成29年1月12日

横須賀市長 吉田雄人 殿

要 請 書

原子力空母母港化の是非を問う住民投票を成功させる会

共同代表	呉 東	正 彦
同	新 倉	裕 史
同	小 林	麻 利 子
同	今 野	宏
同	三 影	憲 一

昨年7月の原子力艦災害対策マニュアル改訂結果は、避難を要するPAZも、防災重点範囲であるUPZも、避難範囲1キロ、屋内退避3キロという10年以上前の時代遅れの防災範囲の計算と全く同じものとなっており、明らかに不当な、米国への配慮を重視し、住民の安全を切り捨てた、政治的な、新たな安全神話を偽装しようとするものといわざるをえません。

このままでは、三浦半島にも大きな地震が迫る中、原発でPAZも、UPZも拡大されたのに、原子力空母では従前どおりという結果が維持されて、万一の放射能事故の際、市民の安全は見殺しにされてしまうが、それは許しがたい誤魔化しであり、まさに竜頭蛇尾的なものとして、到底市民の納得が得られるものではありません。

そこで私達は、横須賀市が本年度中に改訂予定の横須賀市地域防災計画原子力災害対策編の改訂作業について、以下のことを強く求めます。

1、〔第2部 災害予防計画〕について

そもそも最良の原子力艦事故の防災対策、予防対策は、原子力空母の横須賀母港を解消すること、次に入港回数、日数を減少させることであるので、それを国と協議することを計画に明記して下さい。

2、〔第1部総則3頁 第2章第1節〕について

出入航路 浦賀水道航路及び周辺海域 と追加して下さい。

原子力艦の移動について一部改訂に書かれてましたが、出入港時の事故発生や、港内事故時タグボートでないと原子力空母は移動できないため、3キロの防災区域が徐々に移動することも念頭に、防災計画に明記して下さい。

3、〔第1部 総則2頁 第1章第2節3〕について

計画の活動細部計画、実施細目、行動マニュアルにつき、2000年の原子力軍艦事故対策マニュアルの具体的要領が、その後どこが管理しているか明確でなく市民に共有されていないので、行動マニュアル全てを再点検、明文化、公開して下さい。

4、〔第1部 総則3頁 第2章第3節〕で原子力艦の災害対策重点区域は、横須賀市全域とするとのことですが、3キロ以遠の防災対策が具体化されていないので、以下のよう
に原子力災害対策指針のUPZに準じて防災対策を具体化して下さい。

〔第1部 総則4頁 第2章第2節2 3行目〕について

横須賀市全域の住民等に対し、 と追加して下さい。

〔第1部 総則6頁 第4章第2節1 2行目〕について

横須賀市全域で住民等の屋内退避及び避難誘導に必要な体制を、と追加して下さい。

〔第2部 災害予防計画10頁 第7章〕について

広域応援体制を、広域防災体制 と改めて下さい。

〔第2部 災害予防計画11頁 第8章第1節2行目〕について

横須賀市全域で各種の防災訓練を行い、 と追加して下さい。

5、今回のマニュアル改訂で、3キロ以内がUPZに対応するものとされ、OILによ
って空間放射線量が一定以上に上昇した場合には、避難措置をとるとされました。

〔第3部 災害応急対策計画15頁 第6章第2節1(1)〕について

国の災害対策本部の設置前、3キロ以遠の市域については何もできなくなると
市が市民の安全のため独自にできる根拠をきちんと設ける必要があるため、

(4行目) 国のマニュアル及び原子力災害対策指針を参考に、 と追加して下さい。

(5行目) また、応急対応範囲外での対応や、運用上の介入レベル(OIL)に基づく防
護措置の実施については、原子力災害対策指針に準じて行う。と追加して下さい。

6、防災対策として住民をどう避難させるのか、ヨウ素剤の配付、放射能医療救護活動等
を、以下のようにより具体的に明記し、今後の地域防災訓練の中でも実施して下さい。

〔第3部 災害応急対策計画17頁 第6章第3節1の1 3行目〕について

⑦ 避難に際しては、避難時の避難者の放射能被曝を最小限とするための装備等につ
いて指導する。 を追加して下さい。

〔第3部 災害応急対策計画18頁 第6章第5節2の1 3行目ないし第2部〕について

安定ヨウ素剤の事前配付購入を希望する住民に対しては、市は必要な情報を提供する
を追加して下さい。

〔第3部 災害応急対策計画19頁 第7章2(1)の3行目〕

なお、医療救護所の設置運営にあたっては、避難者の2次被曝を防止するため、避難
者スペースとの隔離、プライバシーの確保など・・・と追加して下さい。

7、地域防災計画には基地従業員の避難屋内退避等防護措置のことが書かれていません。

〔第3部8頁 総合対策部の業務〕に米海軍への基地従業員の安全措置についての要請を

〔同10頁 重要事項の調整〕に、米海軍への基地従業員の安全措置の要請を。

〔同16頁ないし22頁〕に、米海軍への基地従業員の安全措置の要請を。

それぞれ、追加して下さい。

8、復旧作業の重要な1つである放射能汚染不動産、動産等の除去について、原子力施設では、国と県が除染作業を行うこととされているのと同様の規定を設けて下さい。

[第4部 復旧・復興計画1頁 第1章]について、

第4節として、汚染の除去について、国ないし市が責任をもって行うことを、追加して下さい。

また国や、米国政府に、そのことを求めて下さい。

9、今年も、原子力空母レーガンの原子炉の定期修理作業が始まっているのでしょうか。

これについての詳細な情報提供を求めるとともに、日米合意違反の原子炉の修理作業と放射性廃棄物の搬出作業の中止を、国と米海軍に申し入れて下さい。

10、12月3日ころに、原子力空母レーガンの乗組員の薬物違反事件があったような、不確定情報を耳にしました。事実関係や、事件事故の通報体制の遵守について、米海軍や関係に確認をお願いします。